

第7 1期弁護士による修習でこれだけはしておくべきこと
二回試験で失敗しないために知っておきたいこと

1 司法修習について

(1) スケジュール

期間	内容	場所
1 2月～年末	導入修習	司法研修所（埼玉県和光市）
1月～2月	第1クール	各修習地
3月～4月	第2クール	同上
5月～6月	第3クール	同上
7月～8月	第4クール	同上
8月下旬～9月	集合修習 or 選択修習	司法研修所 or 各修習地等
10月～11月中旬	同上	同上
11月中旬	考試（二回試験）	司法研修所 or 新梅田研修センター（大阪）

(2) 各クールの内容

実務修習：刑事裁判修習，民事裁判修習，検察修習，弁護修習

(3) 問研起案（→事件記録をもとに証拠に基づいて事実認定をする。要は試験。）

科目：刑事裁判，民事裁判，検察，刑事弁護，民事弁護

導入修習：刑事裁判，民事裁判，検察，刑事弁護，民事弁護（それぞれ1回）

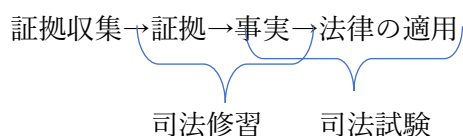
実務修習：刑事裁判修習，民事裁判修習，検察修習の各修習中に対応する科目を1回。

※弁護修習にはない。

集合修習：刑事裁判，民事裁判，検察，刑事弁護，民事弁護（それぞれ2回）

考試（二回試験）：刑事裁判，民事裁判，検察，刑事弁護，民事弁護

(4) 司法修習で主に学ぶこと



・新しい勉強を始める気持ちで修習に向かおう。

2 導入修習

(1) 概要

- ・司法研修所での座学の講義。
- ・修習地毎にクラス分けされる。1クラス60名ほど。全員の前で自己紹介などある。

(2) 勉強内容

- ・主に事実認定の講義。
- ・民事・刑事手続や証拠収集の方法の講義。

(3) コメント

- ・**二回試験対策を含む司法修習で身に着けるべきことは全て導入修習に詰まっている！**
集合修習は導入修習の復習みたいなものを感じる。
- ・スケジュールがかなりタイト。入寮できなかった方は通勤が結構きつい。和光市駅から司法修習所は歩くと30分ぐらいかかるし、バスは行き帰りかなり混むらしい。
- ・**問研起案が終わった後、講評がある。これは大変重要！**
- ・導入修習の問研起案では評価はつかないが、教官はこれを見ている。

3 刑事裁判修習

(1) 概要

- ・裁判所の刑事部に出勤し、刑事記録を読んで実際の事件を検討する。
- ・令状請求を検討することもある。
- ・見ることができるものとしては、刑事裁判、公判前整理手続、裁判員の評議、勾留質問等である。少年審判等も見ることができる場合がある。

(2) 勉強内容

- ・事実認定がメイン。
- ・判決起案・保釈・勾留等について勉強することが多い。
- ・刑事事実認定ガイド、プロシーディングス刑事裁判、プラクティス刑事裁判等。

(3) コメント

- ・弁護士になると、裁判所はどう判断するだろう…と考えることが多くある。裁判官に直接こういった疑問を投げられる機会は本当に貴重である。
- ・弁護士になる人は、上がってきた記録を裁判官視点で見るだけでなく、自分だったらこう主張するが、裁判所としてはどう思うか、といった形で質問をすることも有用に思う。
- ・**問研起案の後、教官に講評をして頂く機会があるが、これは大変重要！**

4 民事裁判修習

(1) 概要

- ・裁判所の民事部に出勤し、民事記録を読んで実際の事件を検討する。
- ・見ることができるものとしては、口頭弁論・弁準。
- ・家裁修習というのが独立して1週間程あり、調停等に同席できる。

(2) 勉強内容

- ・事実認定がメイン。
- ・判決起案、和解起案、事案のサマリー起案等。
- ・事例で考える民事事実認定等。

(3) コメント

- ・弁護士になるなら、自分ならどう書くかを意識して、裁判官に聴くことも有用。
- ・**問研起案の後、教官に講評をして頂く機会があるが、これは大変重要！**

5 検察修習

(1) 概要

- ・検察庁に出勤し、実際の事件を、検察官の立場で処理する。修習地にもよるが、主と副の役割で複数人の修習生のグループで事件が配点される。
- ・取調べ、決裁、起訴状起案、冒頭陳述、論告起案、司法解剖等。
- ・全ての修習の中で一番主体的に活動するため、実務家になったことを実感できる。自分で捜査の指示をしたり、取調べを実施し、決裁を取りに検事正の方と議論をしたりする。
- ・修習生が扱う事案は、迷惑防止条例違反、万引窃盗、暴行、傷害等。配点によって少年事件を担当することもある。

(2) 勉強内容

- ・事実認定など。
- ・とにかく「終局処分起案の考え方」を読み、その通りに書く。

(3) コメント

- ・検察官の思考を体感できるため、弁護士になってから有用である。
- ・取調べや調書は長ければいいというものではない。
- ・個人的には向き不向きありそう。
- ・地方のほうが修習生の面倒見がよいらしい。
- ・**問研起案の後、教官に講評をして頂く機会があるが、これは大変重要！**

6 弁護修習

(1) 概要

- ・1人（多くても2人）で、指導担当弁護士の事務所に行き、当該事務所の案件の起案等を行う。
- ・事務所ごとに取り扱う分野も異なるし、指導担当の考え方や人柄で、何を経験できるかは千差万別。特に都内は企業法務専門の事務所が多数あるため、そのような事務所に配属されると、一般民事に携わるのは難しいかも。また、逆もしかり。
- ・配属先の弁護士会から希望のアンケートが配られる場合がある。
- ・起案、打合せ、接見、交渉、調停、裁判等、希望すれば様々見ることができる。

(2) 勉強内容

- ・自分が経験したい事件を積極的に指導担当に話し、経験させてもらう。

(3) コメント

- ・指導担当にもよるのかもしれないが、基本的に財布を持たずに生活できる。
- ・弁護士になった後、法律相談は1人で入ることが多いと思われるので、他の弁護士が

どのように法律相談をしているのかを見られることは実は大変貴重なことなのかもしれない。

- ・弁護修習では問研はない。

7 集合修習

(1) 概要

- ・二回試験に向けて、本格的な起案を行うことがメイン。
- ・その他に、模擬裁判などの実務体験のようなものもある。

(2) 勉強内容

- ・民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護それぞれにつき、2回ずつ起案する（5科目×2回＝10回）。起案の時間は、10時～16時半くらい。昼ご飯を食べながら起案することができる。
- ・1回目の起案は、導入修習のノート、実務修習起案と講評のノートを復習して臨むべき。
- ・2回目の起案は、上に加えて集合修習1回目の起案と講評のノートを復習して臨むべき。
- ・答案の書き方等疑問があれば、教官に面談を申し込んで積極的に質問しに行こう（背に腹は代えられない。ただ、行けば何とかかなという話ではない。アドバイスを活かして勉強しよう。）。

(3) コメント

- ・ここからが本番。
- ・実務修習中に勉強していなかった人も、否応なしに勉強することになる。
- ・導入修習や実務修習の問研の講評を復習するべし！
- ・いずみ寮は最高に楽しい。

8 選択修習

(1) 概要

- ・自分が選んだ修習経験を積める。
- ・各修習地のプログラムと全国プログラムというのがある。

(2) 勉強内容

- ・自分がやりたいものを選択して経験する。

(3) コメント

- ・この機会しか行けないところもあるので、好きなものを選ぶといいと思う。
- ・民事弁護では民事執行法と民事保全法が出題範囲なので、もしあれば、この機会にやっておくといいかもしれない。

9 二回試験

(1) 概要

- ・最後の試練。

(2) 当日のスケジュール（71期の場合）

実施年月日	考査科目	着席時間	試験時間
H30.11.16（金）	刑事弁護	9：45	10：20～17：45
H30.11.19（月）	刑事裁判	同上	同上
H30.11.20（火）	検察	同上	同上
H30.11.21（水）	民事弁護	同上	同上
H30.11.22（木）	民事裁判	同上	同上

(3) 集合修習から二回試験にかけての注意点

○集合修習前半組（東京・大阪を中心とした地域）

- ・間隔が空くので、選択型実務修習の際に忘れないように定期的に起案を見返す。
- ・移動を強いられるので、体力的にハード。
- ・二回試験の予定はおおよそ予想がつくので、先に宿泊施設を確保。

○集合修習後半組（地方都市）

- ・基本的に有利。合格率も圧倒的に高い。
- ・集合修習の最終日の翌々日には二回試験に突入するので、集合修習を真剣に取り組む。後でまとめて復習する時間はない。

(4) コメント

- ・導入修習，実務修習，集合修習の起案の講評や配布されたプリントが大変重要！多くの問題はここから出題されるので必ず復習すること。一度出題された問題も出題されることもある。
- ・実は問研起案や二回試験で出題される問題は実務ではあまり見ない。経験豊富な教官の方々でも結論が割れるような大変難しい問題。
- ・二回試験の終了後は試験の話をしたがる人もいる。もし、そういう話をしたくないなら、無視して早く帰りましょう。

10 修習までにやっておくべきこと

(1) 修習関連

- ・要件事実の勉強
 - 問研は要件事実のブロックダイアグラムと記載例を本を見ずに書けるように。
- ・事例で考える民事事実認定
 - ただし、自分で読んでも真意がわかるとは限らない。導入修習で気を付ける点は教えてもらえる。
- ・終局処分起案の考え方。

- ・起案の勉強会。
- (2) その他
 - ・就職活動。
 - ・旅行、読書、語学、アルバイト、スポーツ、飲み会、運転免許…。

1 1 任官・任検・就活

(1) 裁判官について

- ・修習での起案の成績は上位をキープ(A, B, C等で評価され、常にAをとる気概で。)
- ・導入修習中に裁判官志望であることを裁判官教官に伝える。
- ・学歴、司法試験までの成績でひとつふるいにかけられている？
- ・通常の講義や面談等での受け答えで審査あり？人柄も？

(2) 検察官について

- ・検察官志望であることをなるべく早めに検察教官に伝える。
- ・検察修習は積極的に取り組む。
- ・修習成績は、検察起案はできるだけ上位で。次に大事なのは、刑事裁判起案。トータル中上位くらいはキープ。
- ・真面目な人が選ばれやすい？
- ・これまでの学歴等は重視されない？
- ・公務員なので年齢は考慮される。

(3) 弁護士について

第1波：司法試験合格発表前→五大など

第2波：司法試験合格発表後→東京都内の企業法務が中心。一部、一般民事も。

第3波：1月～3月→東京一般民事。地方の大部分。

第4波：4月～6月→一般民事事務所。

第5波：夏～二回試験。

- ・とにかく履歴書を書いて、送ろう。
- ・地方就職を希望する人は当該弁護士会主催の合同就職説明会に絶対に参加すべき。
ただ、新卒の受け入れに消極的なところもある？
- ・修習が終わってから決まる人もいる。
- ・年中採用活動をしている事務所もある。
- ・自分がどんな環境で何をしたいかが最重要だが、希望通りにいかないこともあるし、入ったら抱いていたイメージ（若しくは面接で言われていた内容）と違って、すぐに辞めることもある。全く考えないのもまずいし、考え過ぎもあまりよくない。とりあえず、やってみるというのもありです。

1 2 問研対策及び二回試験に落ちないための勉強について個人的に思うこと

(1) 全科目共通

- ・全科目に答案の型がある。

- ・書き方は毎年少しずつ変わるらしいので、その年の問研起案や講義はしっかり受ける。
- ・問題文をよく読み、問われていることのみ書く。例えば、共犯者は検討しなくてよいなど、指定があることがある。
- ・突然の閃きはあまりいい結果にならない。合格率が圧倒的に高いのだから、他の人が考えそうなことを無難に書く。
- ・あまりつかめないうちは書いてみるのもよい。
- ・相対評価であることに注意
→みんなできないところはできなくても差がつかない。

(2) 刑事裁判

- ・問われることは、刑事手続と事実認定。
- ・判決起案でもない、問研起案独自の書き方、約束事がある。
- ・事実認定の問題の他に、刑事手続の問題がある。伝聞証拠などよく出題されるので復習しているとよい。
- ・誘導があるので、誘導にのろう。
- ・結論はどちらでもいい。

(3) 民事裁判

- ・問われることは、訴訟物、要件事実、事実認定。
- ・刑事裁判ほど答案の書き方に制約はないが型はある。
- ・訴訟物を間違えるとその後の事実認定も間違えることになるので、点が入らない。
- ・事実は重要でない事実もあり、たくさん挙げればいいものでもないが、あまりつかめないうちはとにかくたくさん事実を挙げて、一つずつ必ず評価をする。
- ・導入修習の時点で問研レベルの要件事実はできるという前提があるので、問研レベルの要件事実は最低限押さえておく。裁判官志望だと紛争類型別までやっておいたほうがいいのかもしい。
- ・結論はどちらでもいい。

(4) 検察

- ・問われることは、犯人性と犯罪の成否。
- ・「終局処分起案の考え方」の通りの型に書く。
- ・資料は時系列に綴られているので、前から読むとよい。
- ・個人的には犯人性の検討は難しく感じた。一方、犯罪の成否は、事実を摘示することを除けば、司法試験の当てはめと同じなので、邪道なのかもしれないが、こちらで多くの事実を挙げて点を稼ぎ、何とか乗り切った。

(5) 民事弁護

- ・訴状、答弁書、準備書面のどれかを書くことになる。書き方が大事。
- ・普段できる人でも民事弁護で急に評価が下がることもある。
- ・事実認定が中心なのだが、法律の理解も重要視されている。法律の理解が間違っていたら、あまり評価されない？

- ・とにかく事実をたくさん挙げて、一つ一つを評価する。そこに点数がある。
- ・二回試験では救済問題がある場合があるので、しっかり救済されよう。

(6) 刑事弁護

- ・司法試験では一番なじみがないので、書き方や考え方は講義でしっかり学ぶ。
- ・被害者か犯行目撃者の供述の変遷か欠落を指摘する。
- ・記録は人毎に読むと供述の変遷や欠落を見つけやすい。
- ・結論は無罪主張とは限らない。問題文や記録に誘導があるから、誘導に乗ろう。

1 3 終わりに

- ・それぞれの司法修習の在り方がある。10人いれば10人の在り方があって、人それぞれ。思うように修習に取り組もう。
- ・司法修習が終わってからのほうが長いと思われるので、こうならなくちゃいけない、と絞りすぎるのはよくない。
- ・二回試験の合格率は98%ぐらい。基本的には受からせる試験なので、やったらまずいことをしないこと。そうすれば、自ずと合格できると思う。何とかここだけは突破して欲しい。